【法第23条第2項 個人データの第三者提供について】

下記については、個人データを第三者に提供することになりますが、厚生労働省ガイドラインにより、被保険者にとって利益となるもの、又は医療費通知など組合の負担が膨大である上、明示的な同意を毎回得ることが必ずしも被保険者本人にとって合理的であるとは言えないものについては、黙示による包括的な同意を得られているものとすることができます。

従いまして、被保険者から特段明確な反対・留保の意志表示がない場合は同意を得たものとさせていただき、従来どおりの処理・ 活用をさせていただきますので、ご了承願います。

なお、同意できない場合については、本組合にお申し出ください。

記

- ・医療費通知(受診者名、保険医療機関名称、診療年月等)を組合員の世帯ごとにまとめて通知すること。
- ・被保険者資格の取得・喪失等に係る認定通知を甲種組合員経由で通知すること。
- ・保険料徴収に係る領収書を甲種組合員経由で発行すること。
- ・被保険者証の発行及び更新を甲種組合員経由で行うこと。
- ・各郡市区医師会との被保険者情報・口座情報の交換(業務の適性処理のため)を行うこと。
- ・全国国民健康保険組合協会の高額医療費共同事業の交付金申請を行うこと。